

○ 香川県警察企画調整委員会設置要綱の制定について（通達）

（令和 7 年 3 月 28 日付け香企画第 36 号）

治安情勢の変化に的確に対応した警察活動を推進するため、これまで「香川県警察企画調整委員会設置要綱の制定について」（令和 5 年 4 月 5 日付け例規香企画第 54 号。以下「旧例規」という。）に基づき、県警察が実施する施策等について協議し、企画及び調整を行ってきたところであるが、この度の組織改正を踏まえて香川県警察企画調整委員会の体制等を見直し、別添のとおり「香川県警察企画調整委員会設置要綱」を定め、令和 7 年 4 月 1 日から施行することとしたので、適正な運用に努められたい。

なお、旧例規は令和 7 年 3 月 31 日をもって廃止する。

別添

香川県警察企画調整委員会設置要綱

(設置)

第1条 香川県警察（以下「県警察」という。）の業務運営に係る企画及び調整を行うため、本部に、香川県警察企画調整委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議し、企画及び調整を行う。

- (1) 県警察が実施する施策の企画、調整、推進結果の評価等に関すること。
- (2) 県警察の重要課題に関する基本方針等に関すること。
- (3) 本部長の特命事項に関すること。
- (4) その他各部間の調整又は協議を要する事項に関すること。

(構成)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長には本部長の職にある者を、副委員長には警務部長の職にある者を、委員には部長等（警務部長を除く。）の職にある者をもって充てる。

(職務)

第4条 委員長は、委員会の事務を統括し、会議を主宰する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 会議は、必要に応じて委員長が招集するものとする。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは委員以外の職員の出席を求め、意見を聴くことができる。

(書記)

第6条 委員会に書記を置き、企画課長の職にある者をもって充てる。

- 2 書記は、委員長の命を受けて、会議の運営に関し必要な事務を処理する。

(幹事会)

第7条 第2条に規定する協議事項に関する本部内各部間の細部調整等を行うために委員会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長には警務部長の職にある者を、副幹事長には警務部統括参事官及び企画課長の職にある者を、幹事には統括参事官（警務部統括参事官を除く。）並びに総務課長、会計課長及びサイバー・情報管理局サイバー対策課長並びに地域課長の職にある者をもって充てる。
- 4 会議は、必要に応じて幹事長が招集するものとする。

- 5 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事以外の職員の出席を求め、意見を聴くことができる。

(企画調整官会議)

第8条 警察行政各般にわたる部門間調整が必要な事項等についての協議検討を行うため、委員会に企画調整官会議を置く。

- 2 企画調整官会議の構成員は、企画調整官とする。
- 3 議長には、企画課長の職にある者をもって充てる。
- 4 会議は、必要に応じて議長が招集するものとする。
- 5 議長は、必要があると認めるときは、構成員以外の職員の出席を求め、意見を聴くことができる。

(専門部会)

第9条 委員長は、個別施策の効率的推進のために、専門部会を設置することができる。

- 2 専門部会の設置及び運用については、別に定める。

(庶務)

第10条 委員会、幹事会及び企画調整官会議の庶務は、企画課において処理する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。